

豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金の交付に関し、豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金交付要綱（令和4年4月1日制定。以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業の期間は、以下の開始日を起算日とし、完了日までの期間とする。ただし、補助対象事業が業態転換、EC サイト開設・改善又はインバウンド対応の場合であって、補助対象経費の支払日が完了日以後に到来し、完了日までに納品が確認できる場合は、支払日までを補助事業の期間とする。

補助対象事業	開始日	完了日
業態転換	補助対象経費の契約締結日又は発注日のいずれか早い日	業態転換後の店舗等の営業開始日
EC サイト 開設・改善		一般消費者が取引できる日
クラウドファンディング		対象経費を支払った日
インバウンド対応	補助対象経費の契約締結日又は発注日のいずれか早い日	補助対象経費の納品日

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は要綱第6条に定めるものとし、その細目は別表1に掲げるものとする。

(補助対象外経費)

第4条 申請人が購入や契約する備品等を第三者に転貸している場合又は申請人と支払先の関係が、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象経費とすることができない。

(1) 申請人が個人（個人事業主を含む。）の場合であって次のいずれかに該当する場合

ア 申請人が、支払先の代表取締役又は親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。）である場合

イ 支払先が、申請人の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役又は親会社等とする法人である場合

(2) 申請人が法人（個人事業主を除く。）の場合であって次のいずれかに該当する場合

ア 支払先が、申請人の代表取締役又は申請者と同じ者を代表取締役とする会社である場合

イ 支払先が、申請人の親会社等又は子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）である場合

ウ 支払先が、申請人の代表取締役若しくは親会社等である自然人の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役若しくは親会社等とする法人である場合

2 経費の支払方法が仮想通貨、クーポン、クレジットカード会社等から付与された特典ポイント、金券、商品券（プレミアム付き商品券を含む）の利用による支払いの場合は補助対象経費とすることができない。

3 その他対象外となる経費の細目は別表2に掲げるものとする。

附 則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

補助対象事業	補助対象経費	対象となる経費例
業態転換	（設備・備品費） 1 業態転換後の店舗等内（店舗等内に設置することができない特別な事由がある場合はこの限りでない。）に設置する、財又はサービスの生産や提供に必要となる 1 設備・備品あたり 10 万円以上の購入又はリースに要する費用	（日本標準産業分類の大分類別に表示） 【I 卸売業、小売業】 ・小売店の商品陳列棚、ワインクーラー、冷蔵ケース等 ・小売店（製造）の 3D プリンター、製造設備等 【L 学術研究、専門・技術サービス業】 ・写真館の業務用カメラ等 【M 宿泊業、飲食サービス業】 ・ホテルのベッド、厨房設備等 ・飲食店の厨房設備等 ・キッチンカーの車両・厨房設備等 【N 生活関連サービス業、娯楽業】 ・理美容店のカット椅子等 ・フィットネスクラブのフィットネス設備等 【O 教育、学習支援業】 ・料理教室の厨房設備等 ・DIY 教室の工作設備等 【R サービス業（他に分類されないもの）】 ・自動車整備店の整備設備等
	（改装工事費） 2 業態転換後の店舗等で行う、1 工事あたり 10 万円以上の、市内に本店（個人については住所）を有する中小企業者に施工を発注する改装工事に係る費用	・業態転換後の店舗等で営業を開始するために必要となる、新築、増築、改装工事費（設置工事を伴う照明、給排水設備等を含む） ・業態転換後の店舗等の附属建物（製造工場、資材保管倉庫等）の新築、増築、改築工事費

補助対象事業	補助対象経費	対象となる経費例
E C サ イ ト 開 設 ・ 改 善	(EC サイト開設・改善費) 1 EC サイトの開設・改善に係る費用	以下ア～ウの取組に係る費用 (1 事業者につき申請できる事業はア～ウのうち 1 つの取組のみとする。) ア 国内のショッピングモール出店のための初期登録費用 (1 つの取組につき 1 つのショッピングモールに限る。) イ ショッピングカート (商品を買取物カゴに入れる機能) 又はパッケージ (プラン) 導入に係る初期登録・改善費用 (1 つの取組につき 1 つのショッピングカートに限る。) ウ オンラインサービス (※) の提供に係る動画、コンテンツ作成、ライセンス取得に係る初期・改善費用又はパッケージシステム導入に係る初期・改善費用 (1 つの取組につき 1 つのオンラインサービスに限る。)
	(HP 開設・改善費) 2 自社 HP 開設・改善に係る費用。ただし、1 の費用を伴う場合に限る。	・ CMS 等の EC サイトを運用するためのアプリケーションの利用にかかる経費 ・ ドメイン取得費用 ・ SSL サーバー証明書発行料 ・ サイトデザイン作成費用 ・ レスポンシブ対応費用 ・ 運用マニュアル作成費用 ・ アプリ開発費用 ・ 顧客管理システム構築費用

(※) インターネット上のウェブサイトで一般消費者向けに提供するサービス

(用語の説明)

- ・ CMS とは、「コンテンツ・マネジメント・システム」ウェブサイトのコンテンツを構成するテキストや画像、デザインなどを一元的に保存・管理するシステムをいう。
- ・ ドメインとは、インターネット上のネットワークにおいて、同一の資源を共有するコンピュータのグループを認識するための識別子をいう。
- ・ SSL サーバー証明書とは、「Secure Sockets Layer」のことでウェブサイトの「運営者の実在性を確認」し、ブラウザとウェブサーバー間で「通信データの暗号化」を行うための認証局から発行される電子証明をいう。
- ・ レスポンシブ対応とは、パソコン、スマートフォン、タブレット等での閲覧時にそれぞれの画面サイズに合わせて適正な表示にすることをいう。

補助対象事業	補助対象経費	対象となる経費例
クラウドファンディング	(手数料) 1 クラウドファンディングのプロジェクト終了の日から交付申請の日までに支払う以下の費用	
	(1) クラウドファンディング仲介事業者のサービス手数料(利用手数料及び決済手数料) (2) 支援金を早期に受け取るための手数料	
	(委託費) 2 プロジェクト終了の日の1年前から交付申請の日までに支払う、プロジェクト実施に必要な以下の費用。ただし、1の費用を伴う場合に限る。	
	(1) クラウドファンディングのプロジェクト制作及び仲介事業者への申請代行委託費	プロジェクトを成功させるために専門家等へ依頼する以下の業務によってかかる費用 ・プロジェクトの企画 ・プロジェクトページ内のデザイン等の作成 ・プロジェクトの申請及び運用代行
	(2) プロジェクトページのページコンテンツ(文書、写真、動画等)の制作代行委託費	プロジェクトを成功させるために専門家等へ依頼する以下の業務によってかかる費用 ・掲載文章、広報文章の作成 ・返礼品の写真やプロジェクトページ内に掲載する写真、動画の撮影及び編集

補助対象事業	補助対象経費	対象となる経費例
インバウンド対応	(標記変更費) 1 外国人旅行者を受け入れるため、店内の表記を変更する際に必要とする以下の費用	
	(1) 看板(屋号のみの場合を除く)の翻訳、デザイン、作製及び設置に要する費用 (2) パンフレット、メニューの翻訳、デザイン及び印刷に要する費用 (3) ホームページの翻訳、デザインに要する費用	
	(環境整備費) 2 店内の外国人旅行者受け入れ環境整備に係る以下の費用。ただし、1の費用を伴う場合に限る。	
	(1) 店舗のプロモーション動画等の作成費用 (2) 翻訳ソフト・システムの導入費用及びそれに伴う必要最低限の機器導入費用 (3) 顧客が無料で使用することのできる、無線 LAN の機器購入、設置、配線工事等に要する費用	

別表 2 (第 4 条第 3 項関係)

補助対象事業	その他対象外となる経費
共通	・ 消耗品の購入費
	・ FC加盟料等のサービス品
	・ 食材等の原材料費
	・ 不動産賃貸料及び敷金
	・ リースに付随する保険料
	・ 送料、配送料、振込にかかる手数料
	・ チラシやメニュー表を作成するためのプリンターやそのインクや紙等
	・ 汎用性があり目的外使用になり得る以下の経費 パソコン、車輛、オフィス家具、待合・商談用家具、金庫、書籍、カメラ、ウェブカメラ、マイク、スマートフォン、タブレット端末、家庭用プリンター等
	・ 仕入れ、在庫管理、労務や予約管理といったシステム導入又は構築費
	・ システム利用等に係る月額利用料等のランニングコスト (月額利用料金を年払いとして一括で支払った場合も対象外)
業態転換	・ 「財又はサービスの生産や提供」に直接かかわらない以下の経費 【会計】 注文用タッチパネル、レジ・キャッシュレスシステム、券売機等 【その他店舗等管理等】 掃除機、電話機、従業員用ロッカー、空気清浄機、ユニフォーム、ゴミ箱、傘立て、監視カメラ、台車、設備倉庫等
	・ サービスの提供にあたるが店舗等で設置・使用する以下の経費 イベント用テント、営業車両、重機、デリバリー車両、タクシー、介護タクシー、福祉送迎車両等
	・ 自作した設備・備品に係る経費（ただし、設備・備品を構成する部品が 10 万円以上する場合は、その部品について対象と認める。）
	・ 対象経費が商品そのものとなるもの（小売業の商品、物品賃貸業のレンタル備品、貸家業のアパートの設備等）※ただし貸間業のうち、リーススペースではなく、特定の用途に限定したスペースとして設置し、使用される設備・備品であれば対象とする。
	・ 他の事業者と共同して使用する厨房に設置する厨房機器など、申請者となる事業者以外の者が使用しうる環境に設置される設備・備品
	・ 住居部分における改装工事費
	・ 業態転換後の店舗等の敷地内外に設置する看板等の設置工事費
	・ 業態転換後の店舗等の営業と直接関係性のない改装工事費
	・ 店舗専用駐車場などの工事費用

E C サ イ ト 開 設 ・ 改 善	・ 予約サイト、情報サイトへの登録料（食べログ、ホットペッパービューティ、SUMO等）
	・ 「財又はサービスの生産や提供」に直接かかわらない、予約システム、発注在庫管理システム等の構築費及びバナー広告料、SEO対策費、競合調査費等の販売促進に要する費用
	・ ECサイトで販売する商品の製造や保管、梱包に伴う費用
	・ ECサイト開設に係るシステムテスト費用
	・ 既にショッピングモールに出店している者が、新たに別のショッピングモールへ出店する際に必要となる費用
	・ 既にECサイトを開設している者が行う改善の場合で、既存サイトから改善する内容が不明確である費用

（用語の説明）

・ SEOとは、「Search Engine Optimization」検索エンジン最適化といい、作成するウェブサイトを検索結果の上位に表示させ、サイトへの訪問者の流入を増やすことをいう。

フ ア ン デ イ ン グ	ク ラ ウ ド	・ プロジェクトを成功させるために専門家等へ依頼する以下の業務によってかかる費用 （１） 事業・経営計画、ブランディング戦略といったマーケティング （２） 広告掲載・運用代行
イ ン バ ウ ン ド 対 応		・ 旅行者とは異なる外国人（市内在住外国人等）を受け入れるために行う事業に係る費用
		・ 屋号記載のみ看板の表記変更費用
		・ 店舗等の敷地内外に設置する看板の表記変更費用
		・ 既に標記変更を行っている看板、メニュー等の経年劣化等の理由による更新に係る費用
		・ 翻訳機能を伴わない券売機等の機器導入費用